2　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記３に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　下記①～③のいずれかに該当する単体又は特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）（乙型）であること。ただし、下記１）及び２）を満たす場合に限り、特定ＪＶ（甲型）とすることができるものとする。

１）特定ＪＶを構成するすべての者が「橋梁補修工事」及び「土木工事」の有資格者であること。

２）特定ＪＶにあっては、すべての構成員が同種工事ａ）及びｂ）の施工実績を有すること。なお、特定ＪＶの代表者以外の者にあっては同種工事ｂ）を（緩和）ｂ）に代えることができる。

①　単体で競争に参加する場合　工事種別「橋梁補修工事」及び「土木工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和５・６年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が「橋梁補修工事」で1200点以上、「土木工事」で1450点以上の者であること。

②　特定ＪＶ（乙型）を構成して競争参加する場合　工事種別「橋梁補修工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和５・６年度工事競争参加資格」を有する者と「土木工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和５・６年度工事競争参加資格」を有する者が構成する特定ＪＶ（乙型）で、かつ、「橋梁補修工事」を施工する構成員が１者の場合は経営事項評価点数が1200点以上、複数の場合は経営事項評価点数が1100点以上の者による２者若しくは３者で構成された特定ＪＶであり、「土木工事」を施工する構成員が１者の場合は経営事項評価点数が1350点以上、複数の場合は経営事項評価点数が1350点以上の者による２者で構成された特定JVであること。また、技術提案に基づく工事種別毎の見積額に応じて、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する共通入札公告の別表２「工事参加者募集・選定表」に示す競争参加資格の区分に該当する経営事項評価点数を付与された者で共同企業体を構成すること。

③　特定ＪＶ（甲型）を構成して競争参加する場合　工事種別「橋梁補修工事」及び「土木工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和５・６年度工事競争参加資格」を有する者が構成する特定ＪＶ（甲型）で、かつ、経営事項評価点数が「橋梁補修工事」で1100点以上、「土木工事」で1350点以上の者による２者若しくは３者で構成された特定ＪＶであること。

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記⑵に示す条件を満たす場合を除く。）

⑷　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社から「地域３（関東支社が所掌する区域）」において、競争参加資格停止を受けていないこと。

⑸　審査基準日において、平成21年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した、同種工事の施工実績を下記①～③に示すとおり有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資割合（出資比率）が20％以上である場合に限り企業の施工実績として認める。

同種工事ａ）道路橋において、プレキャストＰＣ床版、場所打ちＰＣ床版、ＲＣ（中空）床版のいずれかによる床版の新設（プレキャストセグメント工法により新設した床版を含む）又は取替を実施した工事

同種工事ｂ）土工量（「掘削量又は切土量」又は「盛土量又は埋戻し量」のいずれか大きい方）が10万㎥以上の土工工事

同種工事ｃ）自動車専用道路において車線規制を実施した工事（片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可）

同種工事（緩和）ｂ）土工工事

また、特定ＪＶ（乙型）の場合で各工事種別にて特定ＪＶを構成する場合及び特定ＪＶ（甲型）の場合は、すべての構成員が、２者ＪＶの場合は30％以上、３者ＪＶの場合は20％以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。

なお、平成21年度以降に完成及び引渡しが完了した工事の場合は、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ）又はロ）に該当する工事は施工実績として認めない。

イ）東日本高速道路株式会社の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ）上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

①　単体で競争に参加する場合　同種工事ａ）、ｂ）、ｃ）の施工実績をすべて有すること。

②　特定ＪＶ（乙型）を構成して競争参加する場合　「橋梁補修工事」を施工するすべての構成員は同種工事ａ）、「土木工事」を施工するすべての構成員は同種工事ｂ）の施工実績を有すること。なお、「土木工事」を施工する特定ＪＶの代表者にあっては同種工事ｂ）を、特定ＪＶの代表者以外の者にあっては同種工事ｂ）又は（緩和）ｂ）の施工実績を有すること。同種工事ｃ）は特定ＪＶのいずれかの構成員が有すれば良い。

③　特定ＪＶ（甲型）を構成して競争参加する場合　特定ＪＶの代表者及びすべての構成員が同種工事ａ）及びｂ）の施工実績を有すること。なお、特定ＪＶの代表者以外の者にあっては同種工事ｂ）を（緩和）ｂ）に代えることができる。同種工事ｃ）は特定ＪＶのいずれかの構成員が有すれば良い。

⑹　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事を監督する部署の施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは上記⑹に示す設計業務等の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑻　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3　入札手続等

⑴　担当部署　東日本高速道路株式会社　関東支社　技術部　調達契約課　山田　良太
〒330―0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町１―11―20　電話048―631―0020

⑵　契約図書の交付期間及び方法

①　交付期間　入札公告の日から令和６年10月18日（金）16時まで

②　交付方法　東日本高速道路株式会社のホームページに掲載

⑶　競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　入札公告の日から令和６年10月18日（金）16時まで

②　提出場所　上記⑴に同じ

③　提出方法　電子入札システム、電子メールまたは書留郵便等

⑷　入札書の提出期限、場所、方法及び開札日時

①　入札書の提出

㈠　提出期限　令和７年７月30日（水）16時

㈡　提出場所　上記⑴に同じ

㈢　提出方法　電子入札システムまたは書留郵便等

②　開札日時　令和７年７月31日（木）10時00分